

石破茂首相に対して「日本学術会議法案（仮称）」の撤回を求める声明

2025年2月18日

吉川弘之(日本学術会議第17、
18期会長)

黒川 清(同第19、20期会長)

広渡清吾(同第21期会長)

大西 隆(同第22、23期会長)

山極壽一(同第24期会長)

梶田隆章(同第25期会長)

政府は、今通常国会に「日本学術会議法案（仮称）」を提出することを表明した。それは、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」最終報告（2024年12月20日提出、以下では最終報告）に基づき、日本学術会議の「特殊法人」としての設立を目的とする新法であり、日本学術会議の職務の独立性および会員選考の自主性を定めた1948年制定の現行日本学術会議法を廃止し、日本学術会議を根本から作り替えるものである。法案の詳細はまだ公表されていないが、最終報告および内閣府作成の「日本学術会議法案（仮称）の概要」（2025年1月、以下では法案概要）によって大方のことが知ることができる。

私たちは、日本学術会議会長の職にあった者として、政府の日本学術会議の「改革」に関わる措置について、すでに二度にわたり「日本学術会議の独立性および自主性の尊重と擁護を求める声明」を岸田文雄首相（当時）に対して発信した（2023年2月14日、2024年6月10日）。それにも拘わらず、最終報告に基づく今回の法案は、日本学術会議が活動および会員選考における政府からの独立性と自主性を損ない、広く世界の科学者と国際的な科学者アカデミーから、もはや信頼できる科学者アカデミーとして認知されない組織に変質することを強く懸念せざるをえないものとなっている。これでは、日本学術会議は、日本社会において科学者アカデミーとしての責務を果たすことができない。石破茂首相に対して法案撤回の英断を強く求める。

2020年10月の菅義偉首相（当時）による6名の会員候補者任命拒否に端を発する政府の改革をめぐる動きに対して、日本学術会議はナショナルアカデミー（国を代表する科学者組織）であるための要件として以下の5つを示してきた（「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」2021年4月22

日)。①日本の学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、および⑤会員選考における自主性・独立性である。さらにこれを踏まえて日本学術会議現会長は、上記有識者懇談会での審議に対して、①大臣任命の監事の設置、②大臣任命の評価委員会の設置、③「中期目標・中期計画」制度、④次期以降の会員の選考への特別の方法の導入、および⑤選考助言委員会の設置、を法律によって定めることは「到底うけいれられない」と言明した（2024年7月30日）。以上は日本学術会議の独立性および自主性の確保のために当然の意見表明であり、私たちは、科学者の中で長年にわたって培われてきた科学者組織のあり方に合致し、国際的に推奨されるものと考え

る。

しかしながら、最終報告とそれに基づく法案概要によれば、日本学術会議が示した懸念は払拭されることなく、法人のガバナンスに必要であるとして制度や委員会は法定されている。そもそも会員以外の委員からなる委員会、また内閣総理大臣任命の委員会が並行して設置され、さらに内閣総理大臣任命の監事も置かれて、これら相互の対応の差異などで日本学術会議の自主的な活動が機能不全に陥るおそれがあり、特に監事および評価委員会委員は内閣総理大臣の選任・任命であることから、日本学術会議の活動を政府が管理し、その独立性が損なわれる危惧が大きい。また、評価委員会について、最終報告では明確に読みとれないが、法案概要では、「内閣府に設置される日本学術会議評価委員会」と記述され、日本学術会議の活動の評価を政府機関である評価委員会が行うことが明示された。このようなアカデミーと政府の関係は、国内外において、日本学術会議のアカデミーとしての地位の失墜および日本政府の見識への失望を招くであろう。

今回の新法制定による日本学術会議の法人化（国の機関から特殊法人にする）の決定的理由は、上記有識者懇談会が認めているように、内閣総理大臣による会員任命をなくすことである。それはなぜかといえば、菅首相（当時）が現行日本学術会議法の確立した従前の解釈を歪曲して任命拒否を行ったからである。もともと法人化論は、2005年の日本学術会議法改正において10年後の検討課題とされ、それを受けて改正後の日本学術会議の活動について「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議（内閣府科学技術政策担当大臣が設置）」が検証し、その報告「日本学術会議の今後の展望について」（2015年3月20日）において、日本学術会議の法改正後の活動を評価した上で、設置形態について「国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学

術会議に期待される機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい」と結論づけたものである。

こうした経緯をきちんと確認すれば、最終報告による法人化案は、菅首相（当時）による、理由を説明することができない任命拒否の不当性を覆い隠し、逆に法人化に功績あるものとするためにまとめあげられた報告であると言わざるを得ない。法案は、こうして日本学術会議を特殊法人にするための制度設計を目指すだけであり、国が財政支援をする法人（とはいえ、法案概要によれば、「業務の財源に充てるために必要な金額の全部または一部に相当する金額を補助することができる」とされるにすぎない）を政府がどう管理するかという発想に貫かれ、ナショナルアカデミーとして日本学術会議の本来の機能を発展させる視点を欠くものである。

英米仏独など欧米諸国のナショナルアカデミーは、長い歴史と伝統を持ち固有の発展を示している。日本学術会議は、第2次世界大戦後に新生日本における科学の役割への期待とともに創設され、欧米に比して短くはあれ75年を超えて、その間の活動に対する社会からの支持と批判を受け止めて自己改革しつつ、成果を示しながら、固有の発展を遂げてきている。その法的基礎は、1948年制定の現行日本学術会議法である。その前文は、日本学術会議が「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と連携して学術の進歩に寄与することを使命として」設立されたと宣言している。

このような発展を基礎に、さらに日本学術会議が現代世界の人类的課題に取り組んで、社会と政府に対し科学的助言をより有効かつ適切に行いうるためには、機能強化とそのための改革が必要である。しかるに、特殊法人という法形式の下に日本学術会議の運営と活動を政府が幾重にも管理するやり方は、日本学術会議の固有の発展を阻害し、75年余にわたって培われてきた学術に基づいて社会と政府に発信するという機能を弱体化させ、ひいては日本の学術の終わりの始まりとすることになりかねない。21世紀の課題に向けての日本学術会議の改革は、日本学術会議を改革主体とし、日本の科学者コミュニティおよび国際的な科学者アカデミーの支援の下に、社会、産業界、行政からの代表者が参加し、日本の科学・技術行政の全体の在り方を再構築する展望をもって、日本学術会議のミッションをあらためて位置づける、公正で開かれた審議の場が必要である。石破首相に対して、この課題を実行する英断を重ねて要請するものである。

以上